入　札　説　明　書

令和８年札幌市告示第 4249 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　　令和８年 11 月 13 日

２　契約担当部局

〒060-0012　札幌市中央区北 12 条西 20 丁目２－１
札幌市中央卸売市場　水産棟４階
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課
電話 011-611-3111　FAX011-611-3138
メールアドレス　shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

３　入札に付する事項

（１）役務の名称　令和８年度中央卸売市場消火器更新業務

（２）調達案件の仕様等　仕様書による。
入札説明書・仕様書・図面等の交付場所は上記２契約担当部とする。

（３）履行期間　契約書に示す契約締結日より令和９年３月 18 日（木）まで

（４）履行場所　札幌市中央卸売市場（札幌市中央区北 12 条西 20 丁目）

（５）入札書の記載方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

（１）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和８～11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。

（３）札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

（５）事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。

５　入札書の提出方法等

（１）入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　上記２に同じ。また、契約条項は札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。（掲載先 URL：https://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=56951）

（２）入札の日時及び場所

令和８年 11 月 30 日（月）11 時 00 分

札幌市中央区北 12 条西 20 丁目２－１　中央卸売市場　水産棟４階入札室

（３）契約条件を示す場所及び問い合わせ場所

上記２に同じ。

（４）入札書の提出方法

入札書は別紙１の様式にて作成し、上記（２）の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。

なお、持参又は送付する場合にあたっては以下に留意すること。

ア　入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年 11 月 30 日（月）11 時 00 分開札「令和８年度中央卸売市場消火器更新業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに令和８年 11 月 28 日（土）17 時 00 分までに提出しなければならない。

イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和８年 11 月 30 日（月）11 時 00 分開札「令和８年度中央卸売市場消火器更新業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに令和８年 11 月 28 日（土）17 時 00 分までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（５）調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア　提出方法

別紙４に質問を記載し書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ　提出先及び提出期限

上記（２）の契約担当部局へ、上記（１）の告示日から令和８年 11 月 20 日（金）15 時 00 分までに提出すること。

ウ　回答書の閲覧

令和８年 11 月 24 日（火）以降、上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとと

もに、札幌市中央卸売市場ホームページ（５（１）に掲げるURL）に掲載する。

（６）入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

（７）入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

（８）代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙２）を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（９）開札

ア　開札は、入札後直ちに上記（２）の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

６　その他

（１）入札保証金　　免除

（２）契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

（３）落札者の決定方法

ア　札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

（４）入札者に要求される事項

ア　この一般競争に参加を希望する者は、上記４（２）に掲げる競争入札参加資格を有することを証明する書類を、令和８年 11 月 20 日（金）15 時 00 分までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

（５）落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しないとき。

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

（６）免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭

和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙３）を提出しなければならない。

（７）契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（８）契約条項　　別紙５のとおり

（９）入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

上記６（４）アに基づき競争入札参加資格を有することを証明する書類を提出した後、審査の結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ。

イ　その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。